

マイクロフィルムリーダープリンター及び  
附属機器一式賃借仕様書

令和6年3月

長野県総務部情報公開・法務課

## 1 仕様

- (1) マイクロフィルムリーダープリンター 数量：1台
- ア) 本体形式 デスクトップタイプ
  - イ) 使用フィルム 16mm カートリッジに対応（使用）可能すること。
  - ウ) 電源条件 電圧 100V  
周波数 50Hz/60Hz
  - エ) 最大消費電力 (W) 350W
- <スキャナー本体>
- オ) スクリーンサイズ A3版相当 (303mm×440mm程度)
  - カ) 焦点調整 オートフォーカス機能を有すること。
  - キ) 画像回転 電動プリズムローテーション (90度画像回転機能を有すること。)
  - ク) 光源 ハロゲンランプ (20V、150W、照度調整付)
  - ケ) 画像読取方式 デジタルスキャニング方式
  - コ) 光学解像度 600dpi 以上
  - サ) 電子ズーム 50~200%を1%単位で可変可能、3桁まで倍率表示可能
  - シ) 画像処理機能 自動黒枠消し、トリミング、マスキング、フルフレーム、自動傾き補正  
ページ連写、フル/ハーフ (A3/A4) 自動判別
- <付属機器>
- ス) 附属機器  
ズームレンズ (13×~27×)  
ロールフィルムキャリア 15A  
マースミニコントローラー (自動検索に対応すること。)
- (2) パソコン (ノートブック型 (A4サイズ程度)) 数量：1台
- ア) CPU Intel®Core™i5-1235U プロセッサ以上、若しくは同等以上の性能を有するもの
  - イ) メインメモリ 8GB 以上
  - ウ) 補助記憶装置 SSD…標準 500GB 以上内蔵
  - エ) ディスプレイ 15.6型ワイド TFT カラー液晶以上 (1,366×768ドット以上)
  - オ) キーボード JIS標準配列準拠であること。
  - カ) マウス USB接続のスクロール機能付き光センサーマウスとする。
  - キ) マウスパッド 光センサーマウス操作が快適に行えること。
  - ク) インターフェイス RGB (ミニD-Sub15ピン) 又はHDMI出力端子×1  
USB 10Gbps (A×2, C×1), USB 2.0×2
  - ケ) バッテリー 駆動時間が1時間程度以上のリチウムイオンバッテリーを内蔵すること。
  - コ) ACアダプタ AC100Vで動作すること。
  - サ) LAN 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tに対応。プロトコルとしてTCP/IPに対応し、wake on LANに対応していること。
  - シ) その他 LANケーブル1本 (CAT5-5M) を添付すること。  
「グリーン購入法」基準適合品であること。

国際エネルギースタープログラムマーク等省エネルギー型であること。  
PC グリーンラベル基準に適合していること。  
J-Moss グリーンマークに適合していること。  
RoHS 指令に準拠していること。

## 2 ソフトウェア

### (1) Microsoft Windows 11 Pro 64bit

再セットアップ用のリカバリ CD の供給又はパソコン内部の記憶媒体にリカバリ領域を設定すること。

### (2) Microsoft Office Personal 2021

### (3) DeviceLock8.1Base ライセンス 1-24

Deviselock8.1メディアキット

MLP Acrobat Pro DC 2015 Level1

ライセンス用 WinAcrobat Pro DVD-SET

EPIC/MicroDAX ソフト2 (アップグレード版)

## 3 設置及び動作確認

### (1) 設置場所

長野県庁西庁舎 1階 行政情報センター

### (2) インストール、セットアップ及び動作環境

ア 次のソフトウェアをインストール及びセットアップし、動作確認を行うこと。

(ア) 2に掲げるソフトウェア

(イ) 導入時において確認されているセキュリティホールに対する修正プログラム

イ 導入機のシステム環境を次のとおり設定を行うこと。

(ア) システム (ディスプレイ) フォント、画面のプロパティの設定については、長野県との協議により行うこと。

(イ) マイクロフィルムリーダープリンター及びパソコン等の接続については、長野県と協議の上、その指示により行うこと。

(ウ) ユーザ設定については、長野県との協議により行うこと。

(エ) その他詳細については、長野県との協議により決定する。打合せ等の協議事項については、設置業者が記録し、すぐに双方確認の上、提出することとする。

(オ) 再セットアップ用として、上記ア、イに基づく設定を行ったマスターPC のイメージを CD 又は DVD に取り込み、再セットアップ手順をまとめた資料と共に県へ提供すること。

(カ) パソコン本体右上面に保守等の連絡先シールを貼付すること。

(キ) 貸借期間終了後ハードディスク内のデータを復旧できないように消去し、作業終了後、データ消去作業証明書または報告書を提出すること。(故障によりリース期間中にハードディスクを交換する場合も同様の対応とする)

(ク) 機器の梱包に利用したダンボール等は持ち帰ること。

(ケ) 貸借期間 (再貸借期間を含む。) 満了後の廃棄等の費用負担は納入業者が行うこと。

#### 4 保守

賃借期間中は常に完全良好な状態で使用できるように、導入する機器等（マウスパッド除く。）について以下の保守を行うこと。

- (1) 保守については、賃借物品すべて（マウスパッドを除く。）を保守対象とし、初期不良や通常使用による故障等により保守の必要が生じた場合には、速やかに修理又は交換等の対応をとること。
- (2) 保守の窓口については、ハードウェア及びソフトウェアの窓口を一本化すること。
- (3) 保守受付時間については、平日（土・日曜日、祝日及び12/29～1/3を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) データの外部持ち出し防止のため、設置場所訪問による修理または取り替えを行うこと。持出しによる修理の必要が生じた場合は、その際の安全体制を明示し、実施すること。
- (5) OSの再インストール等の必要が生じた場合に、速やかに対応できる体制をとること。また、上記3（2）イ(ホ)で作成したCD又はDVDによりシステムを運用できる状態に復元すること。
- (6) 年2回以上の定期保守作業を実施すること。なお、定期保守作業により障害発生の可能性のある部位が発見された場合、予防保守として当該部位の修理、交換等必要な措置をとること。
- (7) その他保守の必要が生じた場合に、速やかに対応できるような体制を整え、人為的素因による故障など保守対象とならない場合においても速やかに対応し、保守料を別途求める場合には動産保険の適用を踏まえて適切に判断すること。
- (8) 保守に必要な費用については、あらかじめ入札金額に含めること。

#### 5 その他

- (1) 賃借期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (2) 長野県は、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除することができるものとする。
- (3) 貸付者は、上記（2）によりこの契約が解除された場合において損害が生じたときは、長野県にその賠償を請求することができるものとする。
- (4) 本仕様書に記載されている仕様について、変更の必要がある場合には、入札前までに長野県と協議すること。なお、協議事項は貸付者が記録し、双方で確認することとする。